

個人の銀行口座管理に関する最新状況

中国では、現金払いやクレジットカード決済以外にも、銀聯、支付宝、微信支付など、様々な形態の決済手段が存在し、スマホなどのアプリケーションとの組み合わせなどにより非常に便利にモノやサービスを購入することができます。しかしながら、現在の状況では、これらの決済手段を利用する本人の銀行口座との関連性の中でシステムが構築されており、事実上、本人の銀行口座がなければこれらの決済手段を使用することができない、と言っても過言ではありません。一方で、昨今、個人の銀行口座を取り巻く環境は大きく変化しており、これに応じて銀行口座の管理にも変化が生じています。今回は、個人の銀行口座管理に関する最新状況について解説します。

1. 個人の銀行口座の種類

現在、個人口座はⅠ類口座、Ⅱ類口座、Ⅲ類口座の三種類に区分されます。これらは、銀行口座用途の制限に応じて区分されており、その内容は以下の表の通りです。これらの区分が用いられる趣旨は、銀行口座を用いた決済の簡便性を維持する一方、口座名義人の真実性及び実在性に関する管理を強化することにより、昨今の電信詐欺等による犯罪を防止する点にあるものとされています。

■個人の銀行口座の種類と制限

	銀行口座用途の制限					口座開設時の申請方法
	預入	金融商品の購入	銀行送金	消費及び費用の支払	現金引出し	
Ⅰ類口座 (※)	◎	◎	◎	◎	◎	「窓口申請」もしくは、同等の「対面式申請」
Ⅱ類口座	◎	◎	×	○ 上限 10,000 元	×	「窓口申請」「自動機申請」「電子申請」のいずれも可
Ⅲ類口座	○ 上限 1,000 元	×	×	○ 上限 預金残高	×	

※ Ⅰ類口座は、一金融機関で1口座のみ開設が認められます。

2. 個人の銀行口座の実名管理の強化

上記のとおり、口座名義人の真実性及び実在性に関する管理が強化される中で、特に上記のⅠ類口座の開設に当たっては必ず「窓口申請」もしくは、同等の“対面式申請”が必要とされており、申請の際に口座開設人の身分証明書の確認が必要とされています。身分証明書は申請する個人の属性に応じて、以下の資料が必要とされています。また、身分証明書をもってしても口座開設を行う金融機関が申請人の身分を正確に把握することができない場合には、“補助身分証明書”による確認を行わなければならないこととされています。なお、この“補助身分証明書”をもってしても申請人の身分を正確に把握することができない場合には、口座開設は認められません。申請人が外国人である場合には、通常、身分証明書であるパスポートに加えて、補助身分証明書の提示が求められるのが一般的といえます。

■ 口座名義人の真実性及び実在性確認のための身分証明書

申請人の属性	身分証明書の種類	補助身分証明書(抜粋)
中国戸籍保有者	居民身分証(※)	戸籍簿、中国パスポート、自動車免許証、居住証、社会保障カード、等
国外に定住する中国国民	中国パスポート	国外に定住することを証明する文書(例えば、外国の永住権証、等)
外国人	パスポートもしくは外国人永久居留証	外国の身分証、自動車免許証、等写真が付いた身分証明書

3. 非居住者口座と居住者口座の区別

2017年7月1日から「非居住者金融口座の税務情報調査管理弁法」(以下、「管理弁法」とします。)が施行されました。これは、国境を越えた租税回避への国際的な対応策の一環として実施されるものです。「管理弁法」により、金融機関には、(1) 2017年6月30日までに開設された金融口座から非居住者口座を選別して情報の管理及び報告を行うこと、(2) 2017年7月1日以降に開設する金融口座について、口座開設時に申請者から「税込居民身分声明書」の提出を受けるとともに、他の申請資料から当該申請者が非居住者であるか否かを判別し、非居住者と判断される場合には、当該申請者が開設した口座を非居住者口座として情報の管理及び報告を行うこと、が義務付けられました。

このように、「管理弁法」は、あくまでも金融機関に対して非居住者口座を識別し、情報の管理及び報告を義務付けているにすぎず、非居住者が中国の金融機関において口座開設を行うことに制限を課しているものではありません。しかしながら、7月1日以降、筆者が在上海の複数の銀行窓口で確認したところ、外国人個人が銀行口座を開設するためには、「居留許可書」の保有が条件とされていました。これは、金融機関が、「管理弁法」による非居住者口座の管理及び報告の負担を軽減するための運用であるものと推測されますが、今後は出張者など「居留許可書」を保有しない外国人が銀行口座を開設するのは難しくなるものと考えられます。

【ご案内】

上海成和ビジネスコンサルティング(税理士法人成和)では、2017年4月より毎月、“ツボを押さえる中国ビジネス基礎講座”と題した無料勉強会の開催を予定しております。9月、10月のテーマは以下の通りとなっております。参加をご希望の方は、下記の連絡先(担当:西澤)までお問い合わせください。

- 2017年9月20日(水) 16:00~17:30 【定員5名】
テーマ : 契約の基礎を理解しよう
~ “個別契約”と“取引基本契約”について

- 2017年10月25日(水) 16:00~17:30 【定員5名】
テーマ : 税務の基礎を理解しよう
~ “個人所得税”について

- 講師 : 上海成和ビジネスコンサルティング 西澤民行
- 会場 : 上海成和ビジネスコンサルティング 会議室

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成
住所: 上海市長寧区延安西路1600号 禾森商務中心303室
電話番号: +86-21-5237-6737
E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>